

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月7日

【会社名】 株式会社ワンダーコーポレーション

【英訳名】 WonderCorporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 日下 孝明

【本店の所在の場所】 茨城県つくば市西大橋599番地1

【電話番号】 029(853)1313(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営戦略部長 宮本 正明

【最寄りの連絡場所】 茨城県つくば市西大橋599番地1

【電話番号】 029(853)1313(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営戦略部長 宮本 正明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年12月3日開催の当社取締役会において、当社の特定子会社である株式会社新星堂（以下「新星堂」といいます。）との間で、当社を吸収合併存続会社とし、新星堂を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、同日付で合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 特定子会社の異動に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

（1）当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：株式会社新星堂
住所：茨城県つくば市西大橋599番地1
代表者の氏名：代表取締役社長 阿曾 雅道
資本金：4,564百万円（平成27年8月31日現在）
事業の内容：CD、DVD等の音楽映像関連商品および書籍の販売

（2）当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前：37,001個

異動後：-個（吸収合併により消滅）

総株主等の議決権に対する割合

異動前：51.1%

異動後：-%（吸収合併により消滅）

（3）当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：本合併を行うことにより、当社の特定子会社である新星堂が消滅するためです。

異動の年月日：平成28年2月23日（予定）

2. 吸収合併に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

（1）本合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成27年8月31日現在）

商号	株式会社新星堂
本店の所在地	茨城県つくば市西大橋599番地1
代表者の氏名	代表取締役社長 阿曾 雅道
資本金の額	4,564百万円
純資産の額	2,344百万円
総資産の額	7,103百万円
事業の内容	CD、DVD等の音楽映像関連商品および書籍の販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
(単体)

(単位：百万円)

事業年度	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期
売上高	23,590	17,167	16,628
営業利益	1,016	153	517
経常利益	917	149	509
当期純利益	2,155	1,308	696

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成27年8月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合(%)
株式会社ワンダーコーポレーション	51.0
株式会社TSUTAYA	6.3
ワンスアROUND株式会社	3.4
肥田 千代子	1.6
日本出版販売株式会社	1.6

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は新星堂の親会社であり、新星堂の発行済株式総数の51.0%を保有しております。
人的関係	当社の取締役3名が新星堂の取締役を、また、当社の取締役2名が、新星堂の監査役を兼務しております。 また、新星堂の取締役1名が当社の元取締役です。このほかに、当社は新星堂より44名を、新星堂は当社より2名を、それぞれ、出向者として受け入れております。
取引関係	新星堂による当社に対する管理業務の委託の他、新星堂による当社の子会社からの商品の購入の取引があります。

(2) 本合併の目的

当社及び子会社4社、関連会社1社及びその他の関係会社4社で構成されるワンダーコーポレーショングループ(以下「ワンダーグループ」といいます。)は、ゲームソフト、音楽・映像ソフト、書籍及び携帯電話の販売並びに音楽・映像ソフトのレンタルを柱とした大型エンタテインメントショップである「WonderG00事業」、中古商品の買取販売を柱としたリユース・エンタテインメントショップである「WonderREX事業」、音楽・映像ソフト及びコミックのレンタルを柱とした「TSUTAYA事業」、音楽・映像ソフトの販売を柱とした「新星堂事業」等を行っており、平成27年11月30日現在、北関東を中心に317店舗(直営302店舗、FC15店舗)を展開しております。エンタテインメント小売業界において、店舗販売とインターネット通販とが競合する中、ワンダーグループでは、「楽しさ」を創造し、幸せを共に分かち合う」を経営理念に、店舗のサードプレイス化を通じてリアルな体験でしか供給できないモノ・コトをお客様にご提案しております。また、独自企画商品の開発、販売等を通じ、常にお客様に「Wonder(=新たな発見、驚き)」をお届けする企業として、お客様の利便性と店舗収益力の向上を図ってまいりました。

一方、新星堂は、昭和24年7月にレコード・楽器の小売店として東京都杉並区に創業し、昭和39年6月にレコード事業の拡大を目的として、株式会社新星堂を設立いたしました。新星堂は、「Do For Hearts 心豊かな社会の実現に貢献する」を企業理念として、音楽・映像ソフト等の販売及びアーティストやアイドルのイベント事業を行っており、平成27年11月30日現在、ワンダーグループの一員として127店舗を展開しております。

当社と新星堂は、平成24年10月1日付で公表いたしました「株式会社新星堂との資本・業務提携に関する基本合意等のお知らせ」に記載のとおり、共同商品調達・共同商品開発による顧客価値の増大、物流やITシステムの連携や本社機能の協働化によるコスト削減、人事交流や店舗運営ノウハウの共有による生産性の向上といったシナジーを得ること及び新星堂の有する音楽専門店としてのノウハウを活用し、消費者のニーズに応えるための専門性及び利便性の更なる強化、より効率的な店舗運営を達成することで、業種業態を超えた企業間競争が激化するエンタテインメント小売業界の再構築を目指すことを目的に、平成24年12月20日、資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」と

います。)を締結いたしました。本資本業務提携契約に基づき、当社は、公開買付けにより大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社が所有する新星堂の普通株式を取得するとともに、第三者割当増資を引き受けることにより、新星堂を連結子会社といたしました。また、本資本業務提携契約締結後、当社と新星堂は、両社の連携を高め、商品部・管理部の統合、人員配置の適正化、社内システムの統合等に取り組み、二重コストの削減など経費の低減に努めてまいりました。

しかしながら、新星堂が主として販売している音楽・映像のパッケージソフトの市場は、スマートフォン及びインターネットの普及による無料コンテンツやネット通販の影響により、年々縮小傾向にあるとともに、主力アーティストの新譜やヒット商品の不足により、今後も厳しい状況が続くものと思われます。このような状況を踏まえて、新星堂では、イベント連動型店舗の出店、新規アイテムとしてゲームソフト、中古トレーディングカードの導入及び人件費、物件費の低減を進め、収益改善を図ってまいりましたが、費用削減が売上の減少に追いつかず、依然として苦しい状況が続いております。

当社と新星堂は、以前より経営資源の最適化、経営の効率化について継続的に議論を行っており、両社の継続的な成長を可能とするためには、より抜本的・横断的な改革を行う必要があるとの認識に至りました。そこで、平成27年9月頃に、当社から新星堂に対して合併による統合に向けての協議を申し入れ、検討を開始いたしました。その後、両社で慎重に協議を重ねた結果、当社と新星堂が合併することにより、一体運営による事業推進力の強化や経営の合理化を通じて相乗効果の最大化を実現し、ワンダーグループにおける新たなエンタテインメント事業の構築に向けた取り組みを加速していくことが、ワンダーグループ全体の企業価値向上のために有益であるとの結論に至りました。具体的には、両社が合併することにより、間接業務の集約、重複組織の解消、商品開発・マーケティング・本社機能に関する人材の有効活用等、経営資源の最適化を図ることによる相乗効果が見込まれます。

なお、本合併の効力発生日以降も「新星堂」の屋号は継続使用する方針であり、また現在の新星堂の既存店舗についても本合併を契機として閉鎖する予定はございません。

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併の内容

本合併の方法

当社を吸収合併存続会社、新星堂を吸収合併消滅会社とする吸収合併です。当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項の規定に基づく簡易合併の手続により株主総会の承認を受けずに本合併を行う予定です。新星堂については、平成28年1月26日開催予定の臨時株主総会において本合併契約の承認を受けた上で本合併を行う予定です。

本合併に係る割当ての内容

	当社 (吸収合併存続会社)	新星堂 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当比率	1	0.15

(注1) 株式の割当比率

新星堂の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.15株を割当て交付します。但し、当社が保有する新星堂の普通株式（平成27年8月31日現在3,700,120株）及び新星堂が保有する自己株式（平成27年8月31日現在5,764株）については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注2) 本合併により交付する株式

当社の普通株式 531,590株（予定）

上記の普通株式数は、平成27年8月31日時点における新星堂の普通株式の発行済株式総数（7,249,818株）及び自己株式数（5,764株）に基づいて算出しております。

当社は、本合併に際して、本合併が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の新星堂の株主名簿に記載又は記録された新星堂の株主（但し、当社及び新星堂を除きます。）に対して、上記表に記載の本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）に基づいて算出した数の当社の普通株式（平成27年12月3日現在では531,590株を予定）を割当て交付する予定です。また、交付する株式には、当社が保有する自己株式（平成27年8月31日現在356,000株）を充当し、残数については新株式の発行により対応する予定です。

なお、新星堂が基準時において保有することとなる自己株式数（本合併に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）等により、当社の交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、単元未満株式の買取制度（会社法第192条第1項の規定に基づき、1単元に満たない数の当社の普通株式を当社が株主の皆様の請求により買い取る制度です。）をご利用することができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる新星堂の株主の皆様に対

しては、会社法第234条その他の関連法令に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

その他の本合併契約の内容

当社が、新星堂との間で、平成27年12月3日付で締結した合併契約の内容は次のとおりです。

合併契約書

株式会社ワンダーコーポレーション（以下「甲」という。）及び株式会社新星堂（以下「乙」という。）は、次の通り合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法及び当事会社）

第1条 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継し、乙は解散する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店所在地は以下の通りである。

（1）吸収合併存続会社

商号：株式会社ワンダーコーポレーション

本店：茨城県つくば市西大橋599番地1

（2）吸収合併消滅会社

商号：株式会社新星堂

本店：茨城県つくば市西大橋599番地1

（合併に際して交付する対価及びその割当て）

第2条 甲は、本合併に際して、本合併が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代えて、本割当対象株主が保有する乙の普通株式の合計数（疑義を避けるために付言すると、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式数は含まれない。）に0.15を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2 前項の対価の割当てについては、甲は、本合併に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.15株の割合をもって割り当てる。

3 甲が前二項に従い本割当対象株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第3条 本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、甲が定める

（合併に関する株主総会の承認）

第4条 甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の手続により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約に関して甲の株主総会の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日（第5条において定義する。）の前日までに開催する臨時株主総会において、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

2 乙は、平成28年1月31日までに、臨時株主総会を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年2月23日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（財産の引継）

第6条 乙は、平成27年11月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

(会社財産の管理等)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ相手方の同意を得たうえでこれを行う。

(従業員の処遇)

第8条 甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐものとし、乙の従業員の処遇その他の取扱いについては、甲乙協議のうえ、これを決定する。

(合併条件の変更及び本契約の解除)

第9条 本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、効力発生日の前日までに、(i)第4条第1項ただし書に定めるところにより本契約に関して甲の株主総会の承認を得ることが必要となった場合において当該承認が得られないとき、(ii)第4条第2項に定める乙の本契約の承認若しくは本合併に必要な事項に関する承認が得られなかった場合、又は(iii)本合併のために必要な関係官庁の承認等が得られなかった場合には、その効力を失う。

(協議事項)

第11条 甲及び乙は、本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従って誠実に協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を、乙はその写しをそれぞれ保有する。

平成27年12月3日

甲 茨城県つくば市西大橋599番地1
株式会社ワンダーコーポレーション
代表取締役社長 日下 孝明
乙 茨城県つくば市西大橋599番地1
株式会社新星堂
代表取締役社長 阿曾 雅道

(4) 本合併に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

本合併比率の決定にあたって公正性・妥当性を期すため、当社は野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、また新星堂は山田FAS株式会社(以下「山田FAS」といいます。)を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定のうえ、それぞれ本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果(新星堂については、新星堂が平成27年12月3日付で公表しました業績予想修正の内容、特に滞留在庫の評価損の内容を踏まえないで計算した場合における山田FASによる合併比率の計算結果を含みます。)を参考にそれぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、平成27年12月3日に開催された両社の取締役会において本合併比率を決定し、合意いたしました。

算定機関との関係

野村證券及び山田FASは、いずれも両社から独立した第三者算定機関であり、関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

算定に関する事項

野村證券は、当社については、当社が株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法(平成27年12月1日を算定基準日として、当社の普通株式の東京証券取引所JASDAQ市場(以下「JASDAQ」といいます。)における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値)を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)を、それぞれ採用して算定を行いました。

新星堂については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法(平成27年12月1日を算定基準日として、新星堂の普通株式の東京証券取引所JASDAQにおける算定基準

日の終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値)を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、DCF法においては本合併によるシナジー効果考慮前の株式価値及びシナジー効果考慮後の株式価値の双方について評価を行いました。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.146 ~ 0.159
DCF法	0.040 ~ 0.212

野村證券は、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、これらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の合併比率算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、両社の現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の将来の利益計画においては、営業利益の対前年度比において、平成28年2月期には約8億円の減益、平成29年2月期には約10億円の増益、平成30年2月期には約3億円の増益、平成31年2月期には約2億円の増益及び平成32年2月期には約3億円の増益と、大幅な増減益を見込んでおります。これは主として、平成28年2月期においては、新星堂事業の売上高の減少及び滞留在庫の評価損による営業利益の減少、平成29年2月期から平成32年2月期においては、平成28年2月期の大幅な減益からの回復、既存店舗における商品構成の見直しに伴う利益率の改善及び積極的な新規出店に伴う売上高の増加が寄与することによるものです。なお、野村證券のDCF法による当社の株式価値の評価にあたっては、当社の利益計画、直近までの業績の動向、平成27年12月3日付で公表された当社の業績予想修正の内容、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって評価しております。

また、野村證券がDCF法による算定の前提とした新星堂の将来の利益計画においては、営業利益の対前年度比において、平成28年2月期には約7億円の減益、平成29年2月期には約13億円の増益、平成31年2月期には約6千万円の増益及び平成32年2月期には約9千万円の増益と、大幅な増減益を見込んでおります。これは主として、平成28年2月期においては、売上高の減少及び滞留在庫の評価損による営業利益の減少、平成29年2月期、平成31年2月期及び平成32年2月期については、間接部門業務の内製化や人員の配置転換に伴う本部経費の適正化、積極的な新規出店による売上高の増加、赤字店舗の撤退及び既存店舗の商品構成の見直しを含む店舗改装による収益力の向上が寄与することによるものです。なお、野村證券のDCF法による新星堂の株式価値の評価にあたっては、新星堂の利益計画、直近までの業績の動向、平成27年12月3日付で公表された新星堂の業績予想修正の内容、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した新星堂の財務予測に基づき、新星堂が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによりシナジー効果考慮前の株式価値を評価し、さらにシナジー効果考慮前の株式価値に本合併に伴って削減可能となる費用等のシナジー効果を含めたシナジー効果考慮後の株式価値も評価しております。

上記のとおり、DCF法により評価した当社の株式価値と、DCF法により評価した新星堂のシナジー効果考慮前の株式価値及びシナジー効果考慮後の株式価値を基に、DCF法による合併比率を算定しております。

一方、山田FASは、当社については、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

新星堂については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.143 ~ 0.166
DCF法	0.075 ~ 0.142

市場株価法においては、当社については、平成27年12月1日を算定基準日として、当社の普通株式の東京証券取引所JASDAQにおける基準日の終値、平成27年11月2日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成27年9月2日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成27年6月2日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を用いて、新星堂については、平成27年12月1日を算定基準日として、新星堂の普通株式の東京証券取引所JASDAQにおける基準日の終値、平成27年11月2日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成27年9月2日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成27年6月2日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を用いて評価を行い、それらの結果を基に合併比率のレンジを0.143~0.166として算定しております。

DCF法では、当社については、当社の利益計画、直近までの業績の動向、平成27年12月3日付で公表された当社の業績予想修正の内容、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、新星堂については、新星堂の利益計画、直近までの業績の動向、平成27年12月3日付で公表された新星堂の業績予想修正の内容、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した新星堂の財務予測に基づき、新星堂が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、当社については、割引率を3.79%~4.19%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として評価しております。一方、新星堂については、割引率を2.82%~3.12%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として評価しております。それらの結果を基に合併比率のレンジを0.075~0.142として算定しております。

山田FASは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。山田FASの合併比率算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

山田FASがDCF法による算定の前提とした当社の将来の利益計画においては、営業利益の対前年度比において、平成28年2月期には約8億円の減益、平成29年2月期には約10億円の増益、平成30年2月期には約3億円の増益、平成31年2月期には約2億円の増益及び平成32年2月期には約4億円の増益と、大幅な増減益を見込んでおります。これは主として、平成28年2月期においては、新星堂事業の売上高の減少及び滞留在庫の評価損による営業利益の減少、平成29年2月期から平成33年3月期においては、平成28年2月期の大幅な減益からの回復、既存店舗における商品構成の見直しに伴う利益率の改善及び積極的な新規出店に伴う売上高の増加が寄与することによるものです。

また、山田FASがDCF法による算定の前提とした新星堂の将来の利益計画においては、営業利益の対前年度比において、平成28年2月期には約7億円の減益、平成29年2月期には約13億円の増益、平成31年2月期には約6千万円の増益及び平成32年2月期には約1億円の増益と、大幅な増減益を見込んでおります。これは主として、平成28年2月期においては、売上高の減少及び滞留在庫の評価損による営業利益の減少、平成29年2月期、平成31年2月期及び平成32年2月期については、間接部門業務の内製化や人員の配置転換に伴う本部経費の適正化、積極的な新規出店による売上高の増加、赤字店舗の撤退及び既存店舗の商品構成の見直しを含む店舗改装による収益力の向上が寄与することによるものです。

加えて、DCF法の前提とした両社の利益計画には本合併によるシナジー効果は織り込んでおりません。

なお、新星堂が平成27年12月3日付で公表しました業績予想修正は、(i)売上高減少に伴う売上総利益高の減少や計画外の中古トレーディングカード売場を導入するための店舗改装による一時経費の増加等により予想収益が約3億8千万円下回る見込みとなったこと、(ii)さらに売上減少及び退店店舗の増加に伴い商品回転率の低下が見込まれるため、滞留在庫の評価損が平成28年2月期下期において約6億円発生する見込みとなったことから、特に平成28年2月期通期の当期純利益が約9億8千万円の減少となるものと見込まれるため、平成28年2月期通期の業績予想を修正するものです。詳細につきましては、新星堂が平成27年12月3日付で公表しました「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。かかる業績予想修正のうち、特に上記(ii)の滞留在庫の評価損約6億円の発生の見込みについては、本合併とは関係のない業務執行プロセスにおいて行われたものであり、また、その内容及び公表時期については新星堂の財務諸表の監査を担当する有限責任監査法人トーマツの確認等を経ているほか、それらの決定にあたっては、平成27年12月3日付プレスリリー

ス「株式会社ワンダーコーポレーションと株式会社新星堂の合併契約締結に関するお知らせ」(6)「利益相反を回避するための措置」の「利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり措置をすることで、その合理性の担保を図っております。また、山田FASは、平成27年10月22日に設置された、新星堂及び支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である仁科秀隆氏(弁護士、中村・角田・松本法律事務所)及び佐野哲哉氏(公認会計士、グローウィン・パートナーズ株式会社)、並びに新星堂の社外取締役であり、かつ独立役員である鈴木定芳氏の3名によって構成される第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)からの依頼に基づき、本合併比率の公正性を追加検証する目的のため、新星堂の取締役会及び第三者委員会に対して、かかる業績予想修正の内容、特に滞留在庫の評価損の内容を踏まえないで計算した場合における合併比率の計算結果を参考資料として別途提供しております。本合併比率は、当該計算結果におけるDCF法による合併比率の計算レンジの範囲内にあり、かつ、その中央値を上回っております。

- (5) 本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ワンダーコーポレーション
本店の所在地	茨城県つくば市西大橋599番地1
代表者の氏名	代表取締役社長 日下 孝明
資本金の額	2,358百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	エンタテインメント商品(ゲームソフト・音楽ソフト・映像ソフト・書籍)、化粧品などの小売及びフランチャイズ事業、携帯電話、音楽ソフト・映像ソフトのレンタル事業、リユース事業、Eコマース事業

以上